

健康福祉局主要施策の概要

令和8年度

広島県健康福祉局

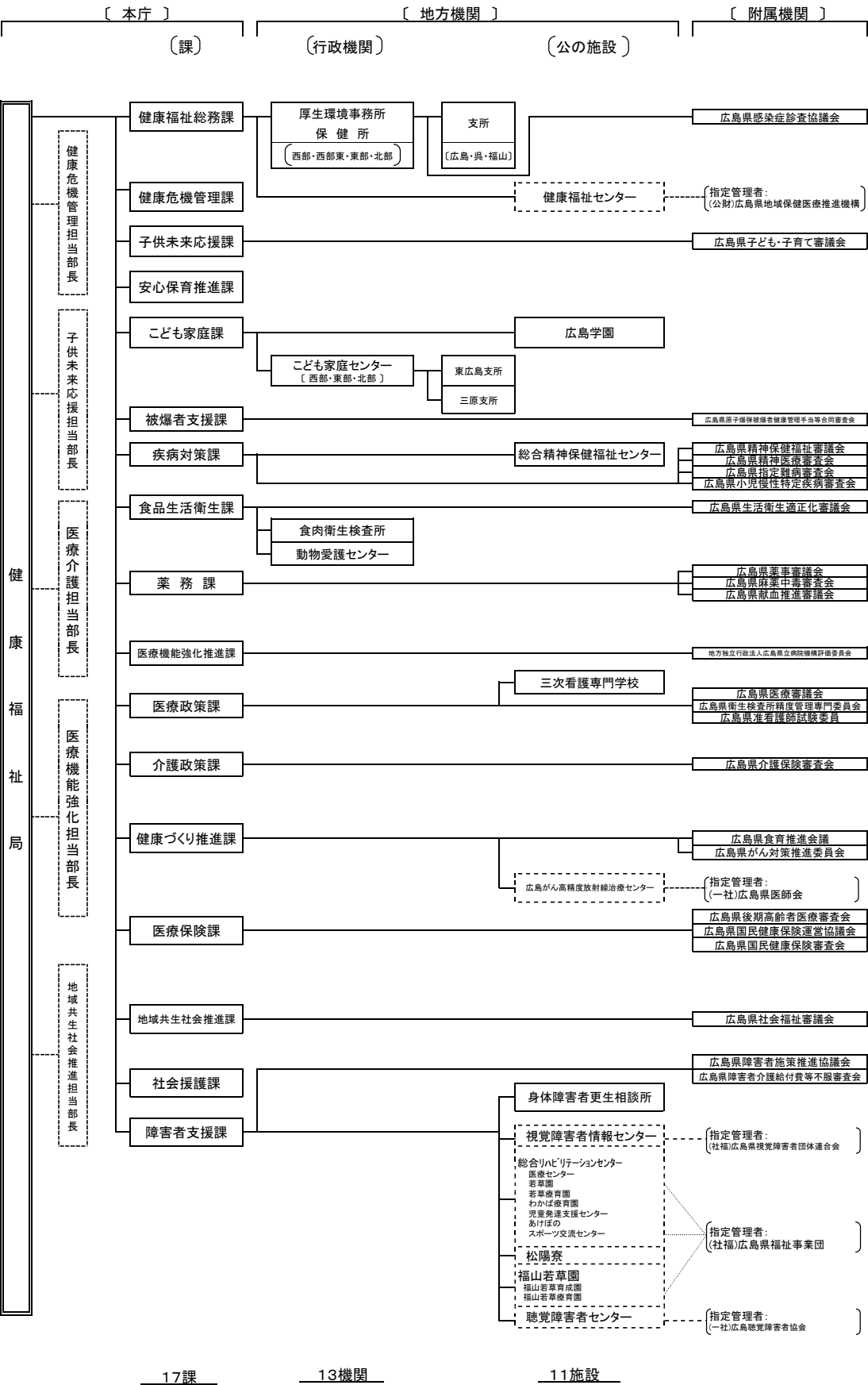
目 次

I	組 織	
1	健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2	行政組織別分掌事務	8
3	地方機関所在地	24
II	予 算	
	令和8年度当初予算総括表	25
	令和8年度当初予算主要事業一覧	26
	「重要施策」	27
	「物価高・米国関税措置への対応」	45
III	事 業 体 系	
	健康福祉局の事業体系	47

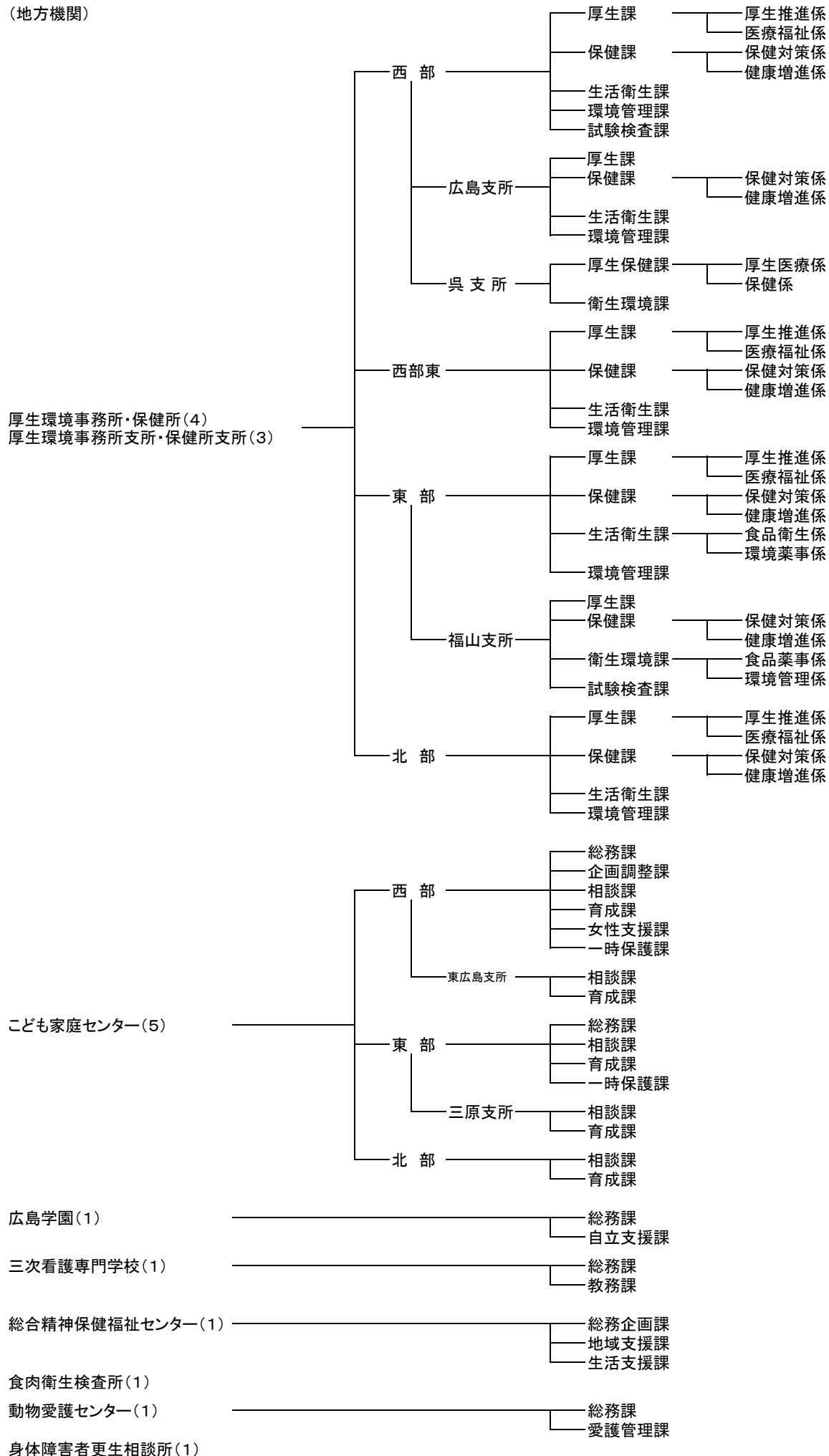
I 組 織

○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和8年4月1日)〕



(地方機関)



(2) 令和8年度健康福祉局組織別職員数

(令和8年4月1日現在)

		課 (所) 名	職 員 数 (人)
本 庁	本 庁	健 康 福 祉 総 務 課	27
		健 康 危 機 管 理 課	24
		子 供 未 来 応 援 課	13
		安 心 保 育 推 進 課	8
		こ ど も 家 庭 課	11
		被 爆 者 支 援 課	15
		疾 病 対 策 課	12
		食 品 生 活 衛 生 課	20
		薬 務 課	17
		医 療 機 能 強 化 推 進 課	11
	庁	医 療 政 策 課	29
		介 護 政 策 課	20
		健 康 づ く り 推 進 課	20
		医 療 保 険 課	15
		地 域 共 生 社 会 推 進 課	17
		社 会 援 護 課	12
		障 害 者 支 援 課	32
		本 庁 小 計	303
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 西 部 保 健 所	51
		広 島 支 所	38
		呉 支 所	19
		西 部 東 厚 生 事 務 所 ・ 西 部 東 保 健 所	45
		東 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 東 部 保 健 所	56
		福 山 支 所	35
		北 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 北 部 保 健 所	35
		小 計	279
	機	西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	61
		東 広 島 支 所	16
		東 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	52
		三 原 支 所	17
	関	北 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	10
		広 島 学 園	23
		三 次 看 護 専 門 学 校	28
		総 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	19
		食 肉 衛 生 検 査 所	5
		動 物 愛 護 セ ン タ ー	9
		身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	6
		小 計	246
	地 方 機 関 小 計		525
	合 計		828

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。 児童福祉に関する事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法施行令	県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10 人以内	3 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、措置入院の届出、医療保護入院又はその入院期間の更新の届出、措置入院者の定期の報告に係る入院の要否について審査する。入院中の者の退院等の請求について審査する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者	25 人以内	2 年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る）	20 人以内	2 年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者	4 人以内	2 年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20 人以内	2 年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者	20 人以内 （薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。）	県及び関係行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。	麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5 人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときから、措置入院者が退院したときまで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第五項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30 人以内	2 年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10 人以内	県職員なし その他 2 年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 保険者代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 後期高齢者広域連合代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表 3 人 被保険者代表 3 人 公益代表 39 人以内	3 年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表 4 人 保険医又は保険薬剤師代表 4 人 公益代表 4 人 被用者保険等保険者代表 2 人	3 年
広島県社会福祉審議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35 人以内	3 年
広島県障害者施策推進協議会	障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21 人以内	行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15 人以内	3 年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	10 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人広島県立病院機構の中期目標、業務の実績に関する評価等について審議する。	地方独立行政法人法 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員	7 人以内	2 年

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- 一 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- 二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- 三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- 五 厚生環境事務所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 保健所に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 広島県健康福祉センターに関すること。
- 八 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- 一 健康危機管理の総合調整に関すること。（他の局課の所掌に属するものを除く。）
- 二 救急医療体制の確保に関すること。
- 三 災害医療に関すること。
- 四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。
- 五 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。
- 六 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。
- 七 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- 八 保健師業務の総合調整に関すること。
- 九 健康危機管理に係る研修に関すること。
- 十 感染症対策の総合調整に関すること。
- 十一 感染症予防に関すること。
- 十二 予防接種に関すること。

十三 検疫に関すること。

十四 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。

十五 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。

十六 その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

一 ひろしま子供の未来みんなで応援プランの推進に関すること。

二 少子化対策に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く。）に関すること。

四 母子保健に関すること。

五 母体保護に関すること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

九 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

十 広島県子ども・子育て審議会に関すること。

十一 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

一 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。

二 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- 一 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- 三 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- 四 児童の健全育成に関すること。
- 五 児童に関する調査統計に関すること。
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関すること。
- 七 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 八 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 九 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 十 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に関すること。
- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- 十四 子ども手当に関すること。
- 十五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）に関すること。
- 十六 県のこども家庭センターに関すること。
- 十七 広島県立広島学園に関すること。
- 十八 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）に関すること。

- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関する事。
- 三 毒ガス障害者の援護に関する事。
- 四 在外被爆者の援護に関する事。
- 五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関する事。
- 六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関する事。
- 七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関する事。

疾病対策課

- 一 難病に関する事。
- 二 特定疾患に関する事。
- 三 小児慢性特定疾病に関する事。
- 四 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- 六 広島県立総合精神保健福祉センターに関する事。
- 七 広島県精神保健福祉審議会に関する事。
- 八 広島県精神医療審査会に関する事。
- 九 広島県指定難病審査会に関する事。
- 十 広島県小児慢性特定疾病審査会に関する事。
- 十一 その他疾病対策に関する事。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関する事。
- 二 美容師及び美容所に関する事。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関する事。

- 五 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- 六 クリーニング業に関すること。
- 七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 八 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十 生活衛生調査に関すること。
- 十一 水道に関すること。（上下水道部の所掌に属するものを除く。）
- 十二 食品衛生に関すること。
- 十三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。
- 十四 製菓衛生師に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- 十九 広島県動物愛護センターに関すること。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）に関すること。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- 五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。

- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）に関すること。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に関すること。
- 十 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関すること。
- 十一 医薬品の適正使用に関すること。
- 十二 献血の推進に関すること。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。
- 十五 薬用植物に関すること。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関すること。
- 十七 肝炎対策に関すること。
- 十八 広島県薬事審議会に関すること。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関すること。
- 二十 広島県献血推進審議会に関すること。
- 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

医療機能強化推進課

- 一 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。
- 二 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会に関すること。
- 三 地方独立行政法人広島県立病院機構に関すること。

医療政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 二 保健医療計画の推進に関すること。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関すること。
- 四 在宅医療提供体制の整備に関すること。

- 五 在宅医療に関すること。
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 七 小児医療に関すること。
- 八 周産期医療に関すること。
- 九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 十 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に関すること。
- 十一 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- 十二 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関すること。
- 十三 医師に関すること。
- 十四 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- 十五 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十六 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- 十七 視能訓練士に関すること。
- 十八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 十九 医師確保対策に関すること。
- 二十 へき地医療に関すること。
- 二十一 死因究明の施策に関すること。
- 二十二 医療金融に関すること。
- 二十三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 二十四 地域保健対策協議会に関すること。
- 二十五 広島県医療審議会に関すること。
- 二十六 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。
- 二十七 広島県三次看護専門学校に関すること。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関すること。
- 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

介護政策課

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）に関すること。
- 四 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- 六 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
- 七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 高齢者プランの推進に関すること。
- 九 広島県介護保険審査会に関すること。

健康づくり推進課

- 一 健康づくりの推進に関すること。
- 二 健康増進に関すること。
- 三 食育に関すること。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）
- 四 歯科保健に関すること。
- 五 歯科医師・歯科技工士の確保・育成に関すること。
- 六 栄養士及び調理師に関すること。
- 七 栄養改善に関すること。
- 八 石綿健康被害の救済に関すること。
- 九 がん対策に関すること。
- 十 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。（医療保険

課の所掌に属するものを除く。)

- 十一 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。
- 十二 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。
- 十三 広島県食育推進会議に関すること。
- 十四 広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療保険課

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関すること。
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。
- 四 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。
- 五 広島県国民健康保険審査会に関すること。

地域共生社会推進課

- 一 地域共生社会の基盤づくりに関すること。
- 二 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- 三 地域福祉支援計画の推進に関すること。
- 四 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 五 認知症施策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 老人福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関すること。
- 八 生活福祉資金に関すること。
- 九 地域福祉活動の推進に関すること。
- 十 広島県社会福祉審議会に関すること。

社会援護課

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に関すること。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関すること。
- 三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に関すること。
- 五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に関すること。
- 七 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第百九号）に関すること。
- 八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）に関すること。
- 九 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）に関すること。
- 十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に関すること。
- 十一 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に関すること。
- 十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）に関すること。
- 十三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）に関すること。
- 十四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）に関すること。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に関すること。
- 十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関すること。
- 十七 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- 十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

障害者支援課

- 一 障害者総合支援法に関すること。（子供未来応援課の所掌に属するものを除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に関すること。
- 三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関すること。

- 四 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関すること。
- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関すること。
- 六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関すること。
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関すること。
- 八 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関すること。
- 九 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関すること。
- 十 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所に関すること。
- 十二 広島県立視覚障害者情報センターに関すること。
- 十三 広島県立総合リハビリテーションセンターに関すること。
- 十四 広島県立松陽寮に関すること。
- 十五 広島県立福山若草園に関すること。
- 十六 広島県聴覚障害者センターに関すること。
- 十七 広島県障害者施策推進協議会に関すること。
- 十八 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- 十九 社会福祉法人広島県福祉事業団に関すること。
- 二十 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関すること。
祉局内の連絡調整に関すること。

厚生環境事務所

- 一 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 二 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 三 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉法及び民生委員法に関すること。
- 五 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- 六 介護保険法に関すること。

- 七 老人福祉法に關すること。
- 八 保健福祉關係情報サービスに關すること。
- 九 老人福祉施設に關すること。
- 十 地域保健に關する思想の普及に係る福祉關係団体等との調整に關すること。
- 十一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に關すること。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に關すること。
- 十三 生活保護法に關すること。
- 十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に關すること。
- 十五 困難な問題を抱える女性への支援に關する法律に關すること。
- 十六 児童扶養手当法に關すること。
- 十七 児童の健全育成に關すること。
- 十八 母子家庭の福祉の向上に關すること。
- 十九 寡婦の福祉の向上に關すること。
- 二十 父子家庭の福祉の向上に關すること。

保健所

- 一 医療及び医薬品に關すること。
- 二 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に關すること。
- 三 角膜、臓器及び骨髓移植に關すること。
- 四 救急医療に關すること。
- 五 地域保健に關する思想の普及及び向上に關すること。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に關すること。
- 七 歯科保健に關すること。
- 八 感染症予防に關すること。
- 九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に關すること。

- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 十一 小児慢性特定疾患に関すること。
- 十二 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 十三 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 十四 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- 十五 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関すること。
- 十六 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。
- 十七 クリーニング業に関すること。
- 十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 十九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 二十 水道及び生活環境の向上に関すること。
- 二十一 温泉法に関すること
- 二十二 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 二十三 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供
その他必要な援助に関すること。

- 九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十一 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- 十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- 十四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）
- 十五 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
- ①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
 - ②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。
 - ③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- 六 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。
- 七 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 八 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 九 その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- 一 食鳥検査に関すること。
- 二 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 三 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の拘留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- 一 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

- 四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 五 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- 六 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- 七 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

名 称		所 在 地	電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
	北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
子ども家庭センター	広島県西部子ども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	東広島支所	〒739-0133 東広島市八本松町米満 198-1	(082) 426-5650
	広島県東部子ども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	三原支所	〒723-0015 三原市円一町二丁目 4-1	(0848) 36-6711
	広島県北部子ども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151 東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023 三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0415 三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番	(0848) 60-8511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455

Ⅱ 予 算

令和8年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

区 分	令和8年度当初予算額				令和7年度 当初予算額 B	比 較	
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A-B	A/B %
民生費	150,908,884	5,034,078	4,778,510	141,096,296	142,328,609	8,580,275	106.0
衛生費	91,070,086	16,130,376	8,781,467	66,158,243	91,160,489	△90,403	99.9
公債費	3,230	0	5,595	△2,365	3,469	△239	93.1
計	241,982,200	21,164,454	13,565,572	207,252,174	233,492,567	8,489,633	103.6

2 特別会計

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区 分	令和8年度当初予算額					令和7年度 当初予算額 B	比 較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県 債		A-B	A/B %
母子・父子・寡婦福祉資金	294,922	3,843	163,869	127,210	0	299,223	△4,301	98.6

(2) 国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区 分	令和8年度当初予算額					令和7年度 当初予算額 B	比 較	
	A	分担金・負担金	国庫支出金	その他	繰入金		A-B	A/B %
国民健康保険事業費	221,318,408	69,512,627	61,167,483	77,132,687	13,505,611	224,577,217	△3,258,809	98.5

(3) 地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計

(単位:千円)

区 分	令和8年度当初予算額					令和7年度 当初予算額 B	比 較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県 債		A-B	A/B %
資金貸付事業費	16,716,953	4,000,000	0	6,141,453	6,575,500	56,651,174	△39,934,221	29.5

令和8年度当初予算主要事業一覧

(令和7年度12月補正予算及び2月補正予算〔国の補正予算を活用した県の補正予算〕を含む)

1 重要施策

◇ 人を惹きつける地域づくり

◆ 自然減対策

- ひろしまネウボラ構築事業【一部新規】・・・・・・・・・・ 27
- ひろしま子育てもっと応援事業・・・・・・・・・・ 28
- 出会い・結婚支援こいのわ事業【一部新規】・・・・・・・・ 29
- 子供の居場所づくり推進事業【新規】・・・・・・・・・・ 30
- 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業・・・・・・・・ 31
- 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業・・・・・・・・・・ 32

◆ 教育の充実

- 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業〔再掲〕・・・・・・・・ (32)

◇ 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

◆ 防災・減災対策や危機管理の強化

- 避難所における生活環境改善・整備事業・・・・・・・・・・ 33

◆ 医療・介護や福祉の充実

- 児童虐待防止対策事業・・・・・・・・・・ 34
- 健康ひろしま21等推進事業・・・・・・・・・・ 35
- 地域医療介護総合確保事業【一部新規】・・・・・・・・ 36
- 介護・障害福祉現場の職場環境改善事業【一部新規】・・・・ 37
- 高度医療・人材育成拠点整備事業【一部新規】・・・・・・・・ 38
- 地域共生社会推進事業・・・・・・・・・・ 39
- 医療的ケア児等の地域支援体制の整備【一部新規】・・・・ 40
- 手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業【一部新規】・・・・ 41
- 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】・・・・・・・・ 42
- 福祉医療費公費負担事業・・・・・・・・・・ 43
- 物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業【一部新規】・・・・ 44

2 物価高・米国関税措置への対応

◆ 物価高による影響の緩和

- 介護・障害福祉現場の職場環境改善事業【一部新規】〔再掲〕・・・・ (37)
- 物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業【一部新規】〔再掲〕・・・・ (44)
- 医療・介護等提供体制確保支援事業【新規】・・・・・・・・ 45

重要施策

1 ひろしまネウボラ構築事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 195,513 千円 (R7 当初予算額 145,950 千円)

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、市町のネウボラ拠点と地域の関係機関が連携することにより、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する「ひろしまネウボラ」の仕組みを構築する。

2 事業内容

「ひろしまネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

特に、第一子妊娠期の家庭への支援について、モデル市とともに取り組むほか、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援等により、ネウボラ業務の質の向上を図る。

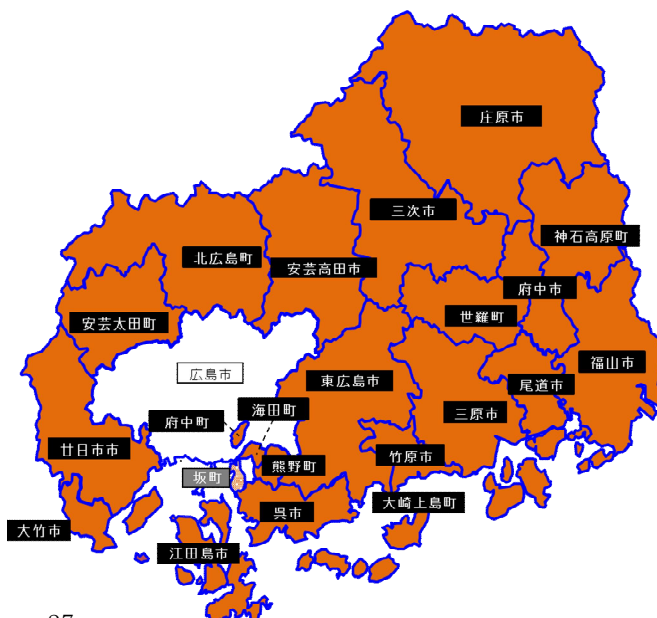
(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
ひろしまネウボラ構築 【一部新規】	○ひろしまネウボラ構築事業補助金 ひろしまネウボラ実施市町（22 市町）の基本型に基づく取組を支援 ○基本型の機能強化 第一子妊娠期の妊婦や子育て家庭に対し、面談や電話の回数を増やし、不安や悩みに寄り添い、支援する取組を福山市においてモデル的に実施【新規】 ○基本型の評価検証・ネウボラ県民意識調査	188,753
ひろしまネウボラ人材育成 【一部新規】	○ひろしまネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事しているネウボラ相談員向けの研修等を実施 ○人材育成ガイドライン改訂【新規】	6,760
合 計		195,513

「ひろしまネウボラ」の実施状況

・R8から坂町が実施市町となる

R7実施 21市町 
R8実施 1市町 



2 ひろしま子育てもっと応援事業（一部国庫）

令和8年度当初予算額 39,870 千円（R7 当初予算額 48,073 千円）

1 目的

子育てに係るポジティブなイメージの浸透を図るとともに、男性の家事・育児への参画促進による「共家事・共育て」の定着を図ることにより、子育て世代が日々の子育てが楽しいと感じられ、また、より多くの方が子供を持ちたいと思い、その希望を実現しやすい環境整備を進める。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
子育てに係る ポジティブな イメージの浸透	○ポジティブイメージ浸透に向けた普及啓発 ・「子育てに係るポジティブイメージの浸透等に関する調査結果（R7.12）」を踏まえ、SNS等を活用した情報発信を実施 ○若年世代の子育てに対する意識涵養 ・高校生や大学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験 ・若い世代と子育て当事者との意見交換の機会の提供 ・若い世代に対するライフデザイン啓発及びライフステージに応じた各種支援制度の見える化サイトの広報周知	24,870
「共家事・共育て」の定着	○男性の家事・育児への参画促進 ・SNS等を活用した情報発信、行動変容につながる取組（参加型キャンペーン等）を実施	15,000
合 計		39,870

3 出会い・結婚支援こいのわ事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 21,989 千円（R7 当初予算額 20,342 千円）

1 目的

多様な主体による若者の出会いの機会の創出を支援し、結婚を希望する若者の出会いのきっかけづくりに取り組むとともに、若い世代に対し、結婚へのポジティブなイメージの浸透を図ることで、結婚したいという希望を実現しやすい環境整備を進める。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
こいのわ出会いサポートセンターの運営補助	○会員登録した独身の若者に行政の結婚支援事業や民間企業、団体の出会い・結婚のイベント等に関する情報を提供する「こいのわ出会いサポートセンター」の運営を補助	11,360
こいのわボランティアの育成等	○イベントの運営支援やカップルのフォローを行う「こいのわボランティア」を育成 ○地域で結婚支援やカップルのフォローを行う団体を任命し、活動を支援	6,129
結婚に関するポジティブなイメージの浸透【新規】	○「県民の結婚の意識に関する調査結果（R7.10）」を踏まえ、結婚に関するポジティブなイメージの浸透に向けた普及啓発等を実施	4,500
合 計		21,989

4 子供の居場所づくり推進事業（一部国庫）【新規】

令和8年度当初予算額 10,833 千円

1 目的

子供・若者を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、子供・若者が自身の課題を抱え込むことなく相談しやすい窓口とつながるとともに、安全で安心して過ごすことができる環境を整えるため、様々なニーズに応じた多様な居場所づくりを推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
子供の居場所づくりの推進	○「子供・若者の居場所に関する実態調査結果（R7.11）を踏まえた居場所の運営支援等 ・ 県内の居場所情報を発信する専用サイトの開設 ・ 関係者間のつながり構築や事例共有等を行う研修会等の開催 ・ 居場所の運営に関する各種情報収集・提供や、立ち上げ等のフォロー ・ 協力企業から無償提供を受けた食材を、子供食堂等の居場所や子育て家庭等へ提供	10,833

5 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫）

令和8年度当初予算額 54,043 千円（R7 当初予算額 96,519 千円）

1 目的

保育を必要とする家庭が、保育所・認定こども園等に安心して子どもを預けられるよう、保育の質と量の確保を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
待機児童ゼロの継続	保育コンシェルジュ配置事業	○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介する保育コンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】海田町	2,247
保育士の確保	保育士人材バンク	○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等	27,491
	魅力ある保育所づくり推進事業	○広島県保育総合支援サイトを通じ、保育に関心のある幅広い年齢層にワンストップで情報提供 ○保育士養成施設の学生及び中高生に対する出前授業の開催	4,552
質の向上	保育士キャリアアップ研修事業	○保育関係団体の専門的なノウハウを取り入れた研修等の実施	19,753
合 計			54,043

6 幼稚園等のデジタル環境整備支援事業（国庫）【2月補正】

令和7年度2月補正予算額 43,500 千円

1 目的

保育 DX を促進し、幼児と向き合う時間を確保するためのデジタル環境の整備に係る費用の支援を行う。

2 事業内容

端末・備品等購入費及び通信環境に係る整備費等に対する支援を実施する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
幼稚園等のデジタル環境整備支援事業	[環境県民局所管分] 私立幼稚園、幼稚園型認定こども園：24 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	14,250
	[健康福祉局所管分] 幼保連携型認定こども園：39 園 ※補助率 1/2 補助上限額 750 千円/園（7 学級以上）、500 千円/園（6 学級以下）	29,250
合 計		43,500

7 避難所における生活環境改善・整備事業（一部国庫）【2月補正】

令和7年度2月補正予算額 119,891 千円

1 目的

国の令和7年度補正予算において災害対策強化の取組として、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」が措置されたことを踏まえ、避難所の環境改善を図るため、ベッド及びパーティション等の備蓄を行い、大規模地震等に備える。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
災害用応急救助物資の購入	○避難所の生活環境改善に係る災害用応急救助物資の購入 ベッド：17,500 台 パーティション：9,740 台 扇風機：120 台 スポットクーラー：120 台 電気ストーブ：120 台 石油ストーブ：120 台 電磁調理器：240 台	119,891

8 児童虐待防止対策事業（一部国庫）

令和8年度当初予算額 211,473 千円 （R7 当初予算額 232,345 千円）

1 目的

相談対応件数が増加している児童虐待に対し適切に対応するため、県こども家庭センターの体制の強化や市町の相談援助機能の強化を行い、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

2 事業内容

【安心こども基金充当】

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
児童虐待防止対策事業	1 予防		3,582
	オレンジリボン キャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	3,582
	2 こども家庭センターの体制強化		179,931
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置	167,315
	児童虐待対応体制の強化	○県こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施 ○SNSを活用した児童や保護者に対する相談支援の実施	12,616
	3 児童・家庭への援助		27,960
	子供の権利擁護事業	○子供の権利擁護に係る仕組みの構築及び実施	15,656
	心理的ケアの充実	○親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○被虐待児に対する心理療法等の実施	4,551
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対する費用を助成	7,753
合 計			211,473

9 健康ひろしま 21 等推進事業（一部国庫）

令和 8 年度当初予算額 45,452 千円（R7 当初予算額 50,492 千円）

1 目的

分野別計画（健康ひろしま 21（第 3 次）等）に基づき、市町や企業、大学等の多様な主体との協働を図りながら、県民一人ひとりの健康的な生活習慣の実践など、県民の主体的な健康づくりを後押しするための全県的な機運の醸成・環境の整備に向けた取組を総合的に推進することにより、県民の健康寿命の更なる延伸を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県民総ぐるみでの健康づくり	○県や関係団体等で構成される「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」において、企業、関係団体等と連携した、県民の健康づくりを後押しするための取組や情報発信を実施（女性の健康づくり（運動や睡眠など）に係る普及啓発を含む）	3,000
女性の健康づくり	○県を挙げて「骨活（ほねかつ）」（骨粗鬆症や骨折予防）に取り組む「オール広島・骨活プロジェクト」の実施 ○市町における骨粗鬆症検診の受診促進	41,692
働く世代の健康づくり	○「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰 ○「健康経営」や従業員の健康づくりに取り組む企業等へのアドバイザー派遣 ○「健康経営」に取り組む企業の経営者等を対象としたセミナーの開催	760
合 計		45,452

10 地域医療介護総合確保事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 5,400,517 千円(R7 当初予算額 6,370,392 千円)

債務 [288,000 千円]

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3、1/3）	3,539,951
1 医療資源の 効果的な活用	○病床機能転換等に係る経費の補助 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進	1,505,452
2 在宅医療連携 体制の確保 【一部新規】	○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進 等 ○かかりつけ医機能の確保に向けた協議の場の開催【新規】	160,285
3 介護サービス 基盤の整備	○小規模介護施設等の整備支援（15 施設） ○介護施設の開設準備等経費支援（19 施設）	1,718,690
4 介護サービスの 質向上と適正化	○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進	20,120
5 認知症サポー ト体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施等	44,830
6 医療従事者の 確保	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○県東部小児・周産期医療体制の支援 ○リハビリテーション人材の育成に係る事業への補助 ○看護職員の再就業・定着促進 ○歯科衛生士の確保に向けた復職や就業継続を希望する歯科衛生士の就労促進を実施 ○薬剤師の確保に向けた病院・薬局間の連携体制の構築 等	(債務 288,000) 1,632,377
7 介護人材の確 保・育成・定着	○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○介護事業所の職場改善等に係る取組を支援するため「介護生産性向上総合相談センター」を設置 等	318,763
合 計		(債務 288,000) 5,400,517

11 介護・障害福祉現場の職場環境改善事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 331,956 千円、

令和7年度2月補正予算額 25,770 千円 （R7 当初予算額 203,345 千円）

1 目的

介護事業所及び障害福祉サービス事業所等に対し、介護テクノロジーの導入・定着等を支援することにより、業務の効率化と職場環境の改善を促進し、人材確保や介護・障害福祉サービスの質の向上に繋げていく。

2 事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額	
		令和7年度 2月補正予算	令和8年度 当初予算
【一部新規】 介護分野	○介護事業所が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的とした介護テクノロジーを導入するための経費等を補助 【助成対象となる機器】 介護ロボット、見守り機器や介護ソフト及びそれを使用するためのタブレット端末等	—	300,850
	○介護 DX 先進モデル施設の育成・活用を目的としたデジタル技術及びロボット等を導入するための経費を補助	—	20,000
	○介護定着支援事業を実施する体制整備に係る経費	—	2,606
	○市町が主導して進めるケアプランデータ連携システムの活用促進に係る経費（モデル地域づくりに要する経費）を補助 【新規】	—	8,500
【一部新規】 障害分野	○障害福祉サービス事業所等が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的とした介護テクノロジーを導入するための経費を補助 【助成対象となる機器】 介護ロボット、見守り機器や介護ソフト及びそれを使用するためのタブレット端末等	15,136	—
	○介護テクノロジーの導入経費の助成を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、導入研修を実施	284	—
	○障害福祉サービス事業所等の職場改善等に係る取組を支援するため、サポートセンターを設置【新規】	10,350	—
合 計		25,770	331,956

12 高度医療・人材育成拠点整備事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額

一般会計 8,519,455 千円（R7 当初予算額 10,422,134 千円）

特別会計 16,716,953 千円（R7 当初予算額 56,651,174 千円）

1 目的

少子高齢化の進展とともに疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本計画」に基づく新病院の整備に向けた検討を進めるとともに、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下、「機構」という。）における政策医療の確保等に必要となる運営費の負担を行う。

2 事業内容

【地域医療介護総合確保基金・大規模社会福祉施設建設等基金充当】

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
一般会計	新病院の医療機能及び役割分担・連携の検討 【一部新規】	96,273
	○新病院の基本計画を踏まえた、医療機能及び役割分担・連携の検討	
	○医師リクルート活動などによる医療人材の確保や、広島大学と連携した専門研修プログラムの構築による医師の育成等	
	○県立広島病院の跡地活用の方向性の具体化に向けた検討	
	○本県医療への理解の促進や新病院整備の機運醸成を図るセミナーの開催	
	○県立病院の取組に対する理解促進を目的とした広島県ふるさと納税の実施【新規】	
一般会計	県立病院機構運営費負担金	859,771
	○新病院整備関係借入等に係る費用	
	○新病院開院に向けて必要となる法人本部人員の人件費等に対する運営費	267,869
	○機構（広島病院、安芸津病院、二葉の里病院）における救急医療、小児周産期医療、高度医療など政策医療等の確保に必要な運営費	2,763,010
一般会計	特別会計への繰出	532,532
	○令和8年度診療報酬改定で転嫁しきれない光熱費等の物価高騰への補助	
合 計		4,000,000
合 計		8,519,455

区 分	内 容	予算額
特別会計 貸付事業等	資金の貸付	10,575,500
	資金の償還	6,141,453
合 計		16,716,953

13 地域共生社会推進事業（一部国庫）

令和8年度当初予算額 45,393 千円（R7 当初予算額 52,219 千円）

1 目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県民の理解と行動の促進	○様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有して、住民同士が課題に気づき、支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施 【実施地域】福山市（西学区・常金丸学区）	24,913
権利擁護支援体制の強化	○成年後見制度等の相談体制の充実・強化に向けて、市町等へのアドバイザー派遣や機能強化研修の開催、関係団体と連携・協力して広域的に人材を確保する取組を実施	10,939
市町の包括的な支援体制構築	○専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施	9,541
合 計		45,393

14 医療的ケア児等の地域支援体制の整備（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 48,899 千円（R7 当初予算額 34,967 千円）

1 目的

医療的ケア児等及びその家族が、住み慣れた地域で、個々の状況に応じて適切な支援を受けながら安心して生活できるよう、県内各市町（圏域）の地域支援体制整備を支援する。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
地域支援体制整備支援	医療的ケア児支援センターの運営	○医療的ケア児支援センターを運営し、支援に係る取組を実施 ・医療的ケア児及びその家族への相談支援、情報提供 ・医療的ケア児及びその家族への支援に携わる人材の養成等	23,360
	医療的ケア児等地域支援アドバイザー配置【新規】	○身近な地域における相談支援の充実・強化を図るため、医療的ケア児等地域支援アドバイザーを圏域に配置し、医療的ケア児支援センターと連携して、地域のネットワーク構築や困難事例への助言・調整等を行う取組をモデル的に実施 （実施圏域）福山・府中圏域（モデル実施）	536
	市町が行う医療的ケア児等総合支援事業への補助	○医療的ケア児等の支援体制構築に向けた取組を行う市町への補助 （県内実施予定市町）6市町 （主な取組）医療的ケア児等の協議の場の設置等	9,117
レスパイトの充実	医療型短期入所の確保・拡充【一部新規】	○医療型短期入所施設補助事業 病院の病床を活用し障害福祉サービス医療型短期入所の受入病床確保（施設空白圏域等）を行う市町に対して補助し在宅支援を推進 （実施圏域）尾三、備北圏域	2,353
		○医療型短期入所事業所開設支援事業【新規】 ・事業所の新規開設に必要な医療機能等の実態把握及び県内地域資源の分析 ・県内医療機関等に対する説明会の開催 ・個別訪問等を通じた開設の働きかけや相談対応	8,030
災害対策	非常用電源機器の備蓄【新規】	○在宅で人工呼吸器を使用する医療的ケア児（者）に、災害時等に貸し出す非常用の医療機器用蓄電装置を県医療的ケア児支援センターに備蓄	3,300
	医療的ケア児（者）用防災ガイドブックの作成【新規】	○医療的ケア児（者）とその家族が災害時を想定して準備しておくことをまとめたガイドブックの作成	2,203
合 計			48,899

15 手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業（一部国庫） 【一部新規】

令和8年度当初予算額 10,067 千円（R7 当初予算額 6,645 千円）

1 目的

「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」について広く県民に普及啓発を行うとともに、手話等の習得の機会の確保を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
推進体制 の整備	協議の場の設置 【新規】	○条例に関する施策の進捗状況や課題等について関係団体等との協議の場を設置	539
普及啓発	条例の普及啓発 【新規】	○手話言語及び障害特性に応じたコミュニケーションや「手話の日」を普及啓発するための企画やPR等を実施	2,115
	「あいサポートプロジェクト」 実施事業 【一部新規】	○広く県民に障害への理解を深めてもらうために、「あいサポート運動」を実施し、研修や出前講座を実施 ○手話と障害特性に応じた意思疎通手段に特化した出前講座（手話講座など）を新設【新規】	7,193
手話等の 習得機会 の確保	乳幼児から手話 等を習得する機 会の仕組み検討 【新規】	○乳幼児期から手話等を習得する機会を確保するための調査を実施	220
合 計			10,067

16 発達障害地域支援体制推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和8年度当初予算額 39,384 千円（R7 当初予算額 9,449 千円）

1 目的

発達障害児・者とその家族が、身近な地域で、個々の発達障害の特性に応じた適切な医療や支援を受けることが出来る体制を整備するとともに、特定の医療機関に集中し長期化している初診待機の解消を図る。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
発達障害に係る医療ネットワークの構築【一部新規】	○陪席研修やコメディカル研修を通じて、発達障害を診断することのできる医師の養成や医療ネットワークの構築を推進 ○長期の初診待機者が集中している圏域における初診と再診の役割分担を推進するための協議体を設置【新規】	11,517
初診待機者向け相談窓口の設置【新規】	○医療等の必要性や緊急性、症状等に応じて適切な機関につなぐ等、初診前や待機期間中でも支援を受けることのできる窓口を設置 ○オンライン診療等、デジタル技術を活用した診断・支援手法についての調査研究	20,265
受診集中機関の初診待機者縮減に向けた効果検証【新規】	○初診待機者が多い医療機関において、専門家によるカウンセリング対応等を実施し、緊急度等に応じた検査・診察の早期対応や他の医療機関・医療以外の支援機関への紹介等を実施し、効果を検証 【令和8年度】 県立2施設（県立総合リハビリテーションセンター、福山若草園）でモデル的に試行	7,602
合 計		39,384

17 福祉医療費公費負担事業（単県）

令和8年度当初予算額 5,761,404 千円（R7 当初予算額 5,943,541 千円）

1 目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

2 事業内容

重度心身障害児（者）、精神障害者、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について、その経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○身障手帳所持者（1級～3級） ○療育手帳所持者（マル A、A、マル B）	3,894,734
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）	対象者	○精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級） [自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者]	35,211
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：通院 4 日）	
乳幼児医療費助成事業	対象者	○0 歳児～就学前児童	1,286,891
	所得制限	○旧児童手当特例給付の規定準用	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ひとり親家庭の父、母及び児童 ○父母のいない児童	544,568
	所得制限	○所得税非課税世帯	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
合 計			5,761,404

18 物価高騰に係る医療・福祉事業者支援事業（一部国庫）【一部新規】

令和7年度12月補正予算額 1,198,679千円 【12月補正】 【2月補正】

令和7年度2月補正予算額 1,128,656千円

1 目的

公的価格により経営を行っている医療機関・社会福祉施設等に対して、物価高騰による光熱費等や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療・福祉基盤の維持を図る。

2 事業内容

(単位:千円)

区分	内 容	予算額	
		12月補正予算額	2月補正予算額
医療機関等	○県内の保険医療機関・保険薬局に対し、県から支援金を支給 【支援対象】病院（215施設）、有床診療所（142施設）、無床診療所（歯科含む・3,772施設）、歯科技工所（472施設）、あんま・はり・きゅう・柔道整復師（1,539施設）、保険薬局（1,533施設） 【補助単価】病院：11.8千円/病床、有床診療所：162千円/施設、無床診療所：27千円/施設、歯科技工所：5.8千円/施設、あんま・はり・きゅう・柔道整復師：5.1千円/施設、保険薬局：14千円/施設 【対象期間】R8.1月～R8.5月（R8.1月～R8.3月は12月補正分）	910,878	642,221
社会福祉施設	○県内の介護・障害福祉施設に対し、市町が行う支援事業に、県が事業費の一部を補助 【支援対象】市町が行う、介護・障害福祉施設に対する支援事業 【補助率】県 1/2、市町 1/2 【対象期間】R8.1月～R8.5月（R8.1月～R8.3月は12月補正分）	198,602	186,477
	○県内の保育施設に対し、市町が行う支援事業に、県が事業費の一部を補助 【支援対象】市町が行う、保育施設に対する支援事業 【補助率】県 1/2、市町 1/2 【対象期間】R8.1月～R8.3月（12月補正分）	85,531	—
	○県内の児童養護施設等に対し、県から支援金を支給 【支援対象】児童養護施設等、母子生活支援施設 【補助単価】児童養護施設等：6.0千円/人、母子生活支援施設：7.9千円/施設 【対象期間】R8.1月～R8.3月（12月補正分）	3,668	—
障害福祉サービス事業所等 【新規】	○物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを円滑に継続できるよう、次の費用等を補助 ・訪問系サービスにおける訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費 ・障害福祉サービス事業所等における衛生用品や備蓄物資ポータブル発電機等の災害発生時に必要な設備・備品 【補助上限額】 障害福祉サービス事業所等（障害者支援施設、障害児入所施設を除く）：20～50万円/施設 障害者支援施設、障害児入所施設：6千円/人（定員）	—	299,958
合 計		1,198,679	1,128,656

物価高・米国関税措置への対応

19 医療・介護等提供体制確保支援事業（一部国庫）【新規】

令和7年度12月補正予算額 9,336,905 千円

【12月補正】

1 目的

県民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、国の総合経済対策事業である「医療・介護等支援パッケージ」を実施する。

医療分野においては、経済状況の変化等に対応するため、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

介護分野においては、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うとともに、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。障害福祉分野においても、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げ支援を行う。

2 事業内容

(単位:千円)

区分		内 容	予算額
医療分野	物価を上回る賃上げの実現に向けた支援	○診療所や保険薬局、訪問看護ステーションを対象に、経済状況の変化等に対応するため、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を実施 ※病院に対しては、国が直接支援 【補助単価】有床診：8.5万円/床、無床診（医科・歯科）：32.0万円/施設、保険薬局：12.0～23.0万円/施設、訪問看護 ST：22.8万円/施設（賃上げのみ・物価上昇は介護分野で対応）	1,890,823
	診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応		
介護分野	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援	○介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 【補助単価】1万円/人 ○協働化等に取り組む事業者の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せ 【補助単価】0.5万円/人 ○介護職員の職場環境改善の支援	4,954,085
	介護事業所・施設のサービス継続に対する支援	○物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、次の費用等を補助 ・訪問系サービス等における訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費 ・介護事業所・施設における衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機等の災害発生時に必要な設備・備品 【補助上限額】介護事業所・施設（特養、老健、介護医療院等を除く）：20～50万円/施設、特養、老健、介護医療院等：6千円/人（定員）	612,290
		○介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供を円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等を補助 【補助上限額】1.8万円/人（定員） 【補助対象】介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	651,290
	障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	○障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施 【対象事業者】 ・処遇改善加算の対象サービス：加算を取得し取組を推進する（見込）事業者 ・対象外サービス：上記に準ずる要件を満たす（見込）事業者 【補助上限額】1.0万円/障害福祉従事者	1,228,417
合 計			9,336,905

令和 8 年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）

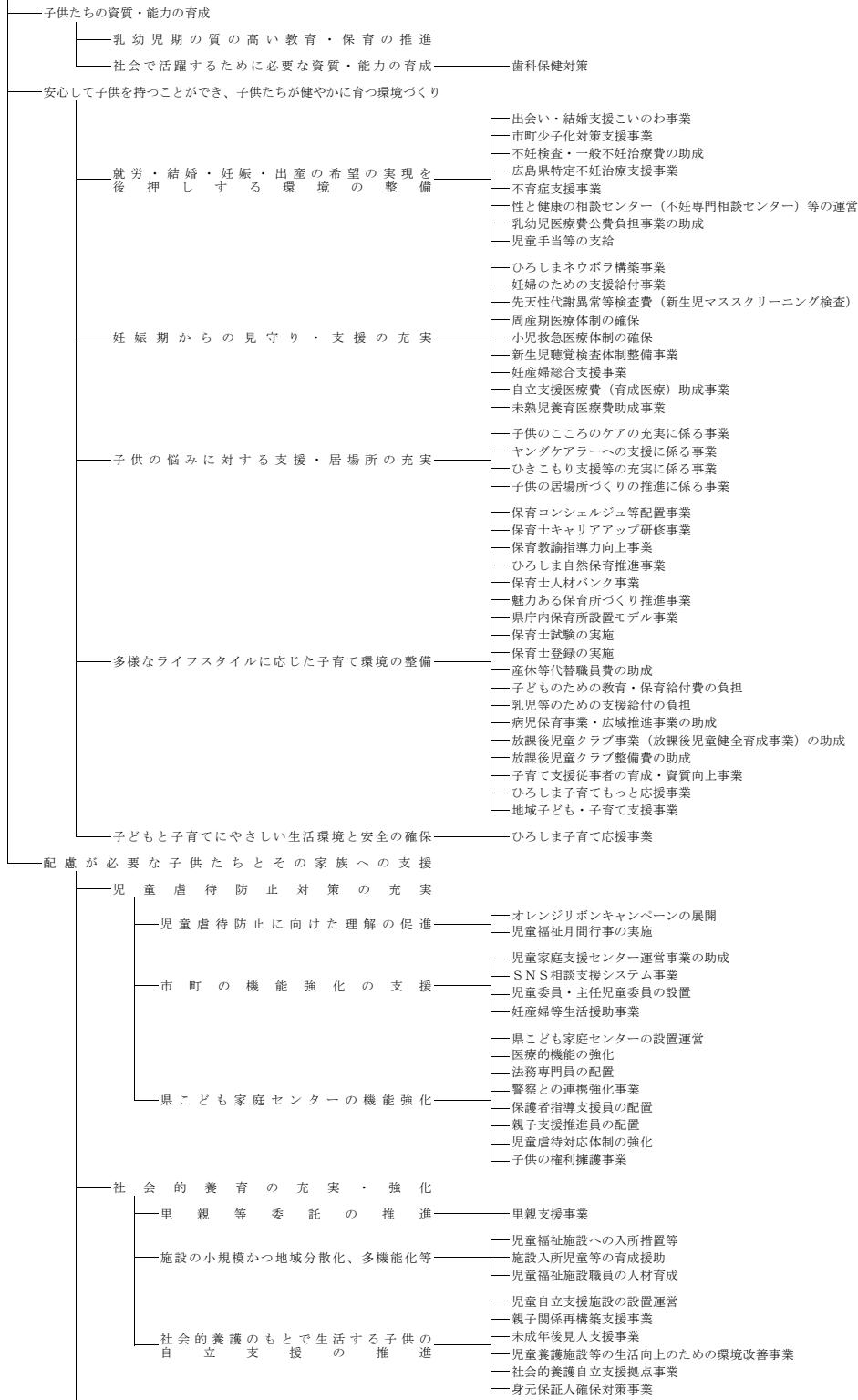
（単位：千円）

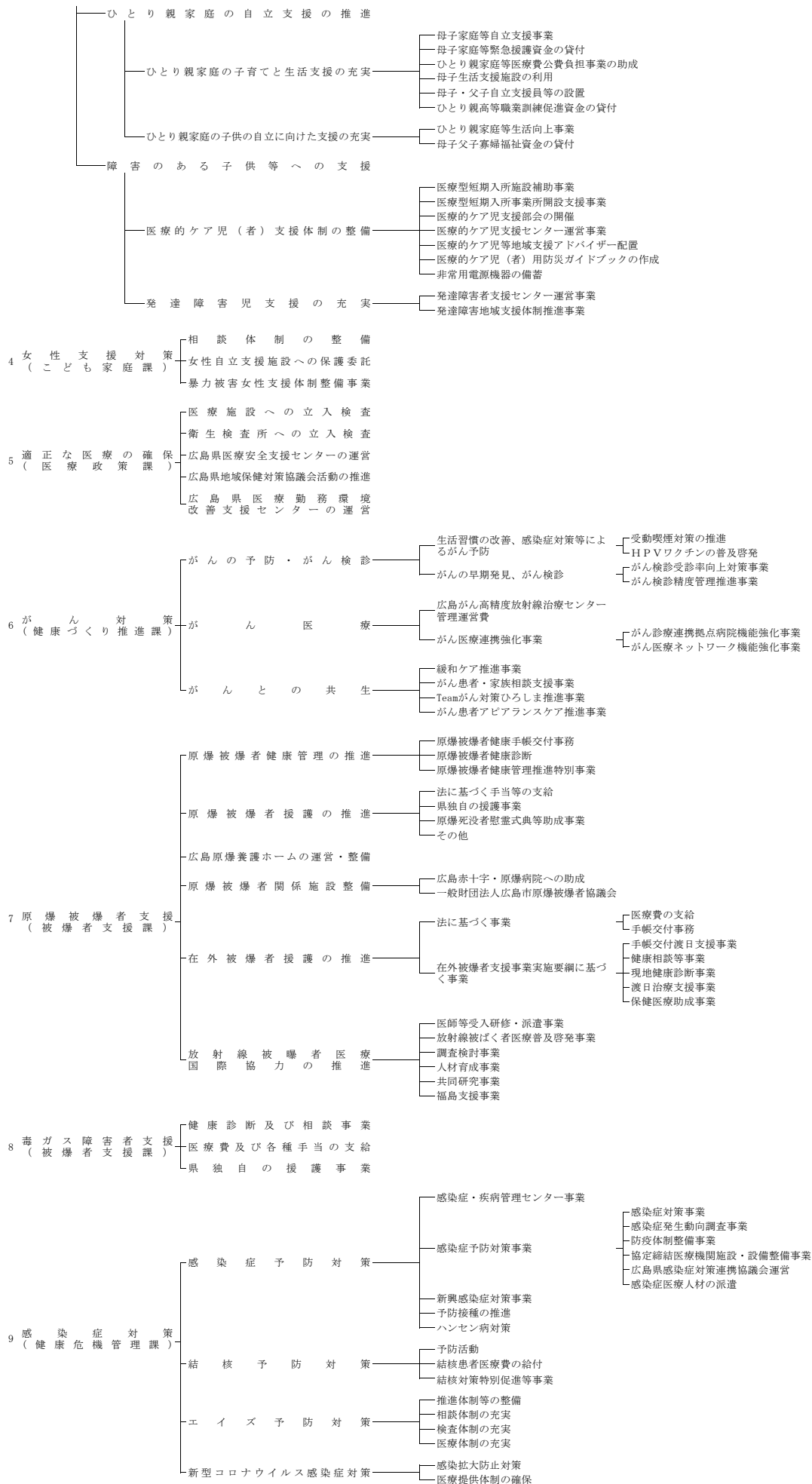
	事業名	R 7 年度 当初予算額	R 8 年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	障害者介護サービス等 給付事業	24,670,927	27,835,476	3,164,549	サービス受給者数の増
	保育所等施設型給付費 等県費負担金	16,275,205	19,028,341	2,753,136	保育士等の処遇改善に伴う 公定価格の増
	後期高齢者医療財政助 成事業	10,295,301	11,667,445	1,372,144	令和 8 年度保険料改定等 に伴う増
	被災者生活再建支援基 金拠出金	0	882,962	882,962	被災者の生活再建を支援す るため、全国の都道府県が相 互扶助の観点から拠出する 基金への追加拠出に伴う増
減	地方独立行政法人広島 県立病院機構資金貸付 事業等特別会計繰出金	6,500,000	4,000,000	△2,500,000	病院機構への長期貸付の減
	病床機能分化・連携促進 基盤整備事業	2,643,320	1,474,557	△1,168,763	因島地域における再編統合 の取組完了に伴う事業費の 減
	児童手当県費負担金	6,009,224	5,401,872	△607,352	対象児童数の減
	救急医療情報ネットワ ーク運営事業	331,867	83,730	△248,137	実証実験に係るシステム開 発の完了に伴う事業費の減

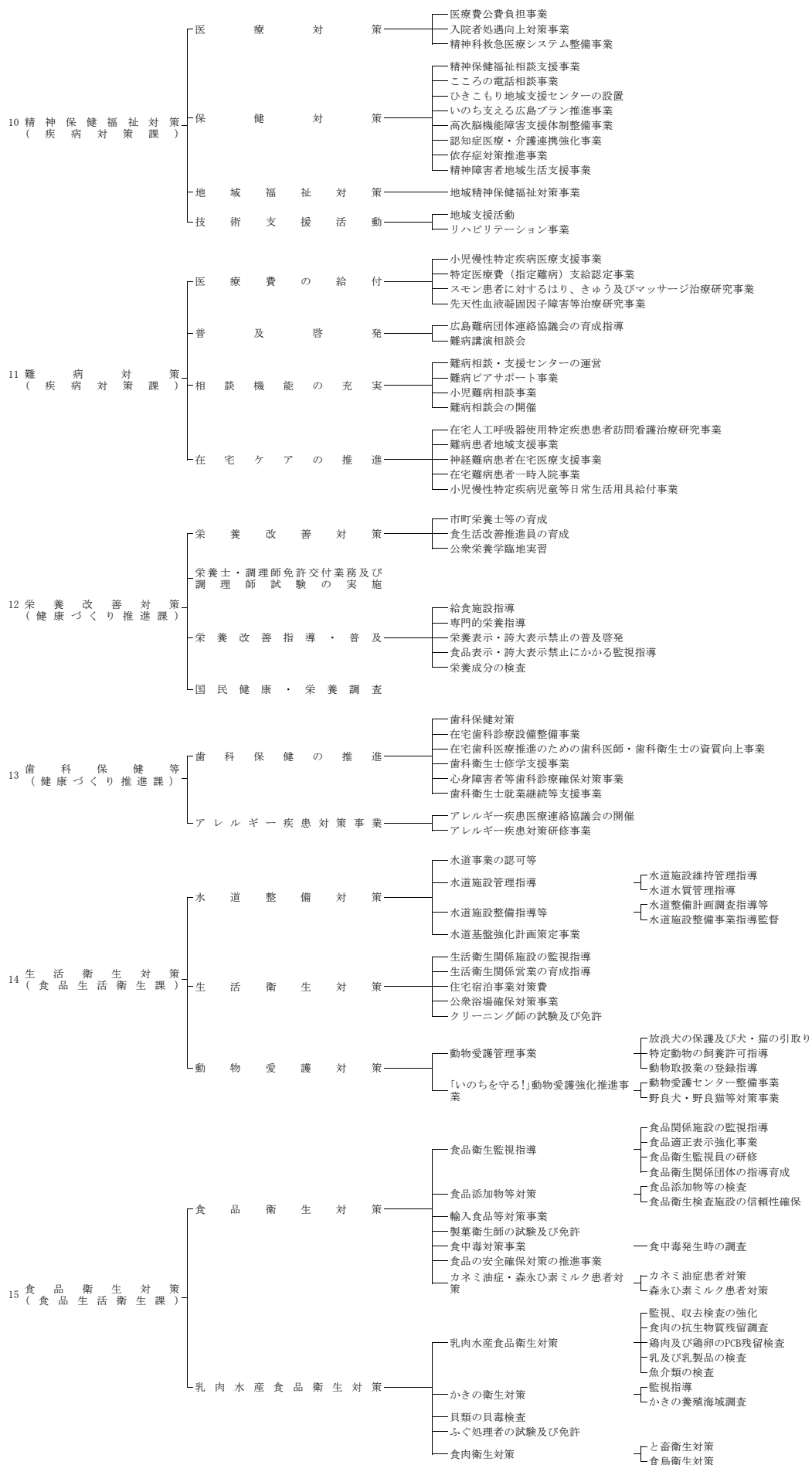
Ⅲ 事業体系

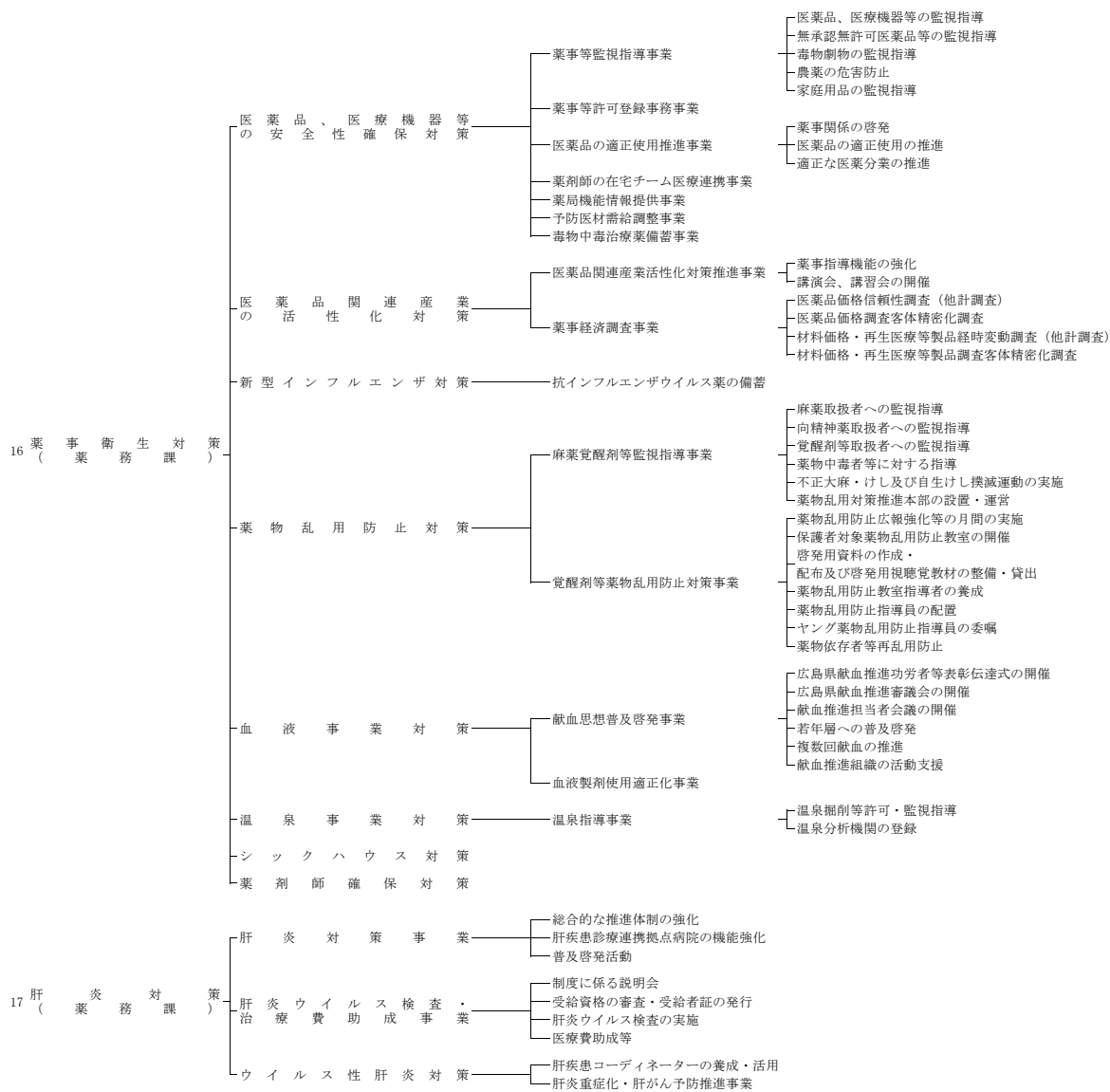
健康福祉局の事業体系

- 1 地域保健福祉推進対策―地域保健福祉調査研究事業
(健康福祉総務課)
- 2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)
- 3 全ての子どもたちの未来を応援(「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」の推進)
(子供未来応援課)
(安心保育推進課)
(こども家庭課)
(健康づくり推進課)
(地域共生社会推進課)
(医療政策課)

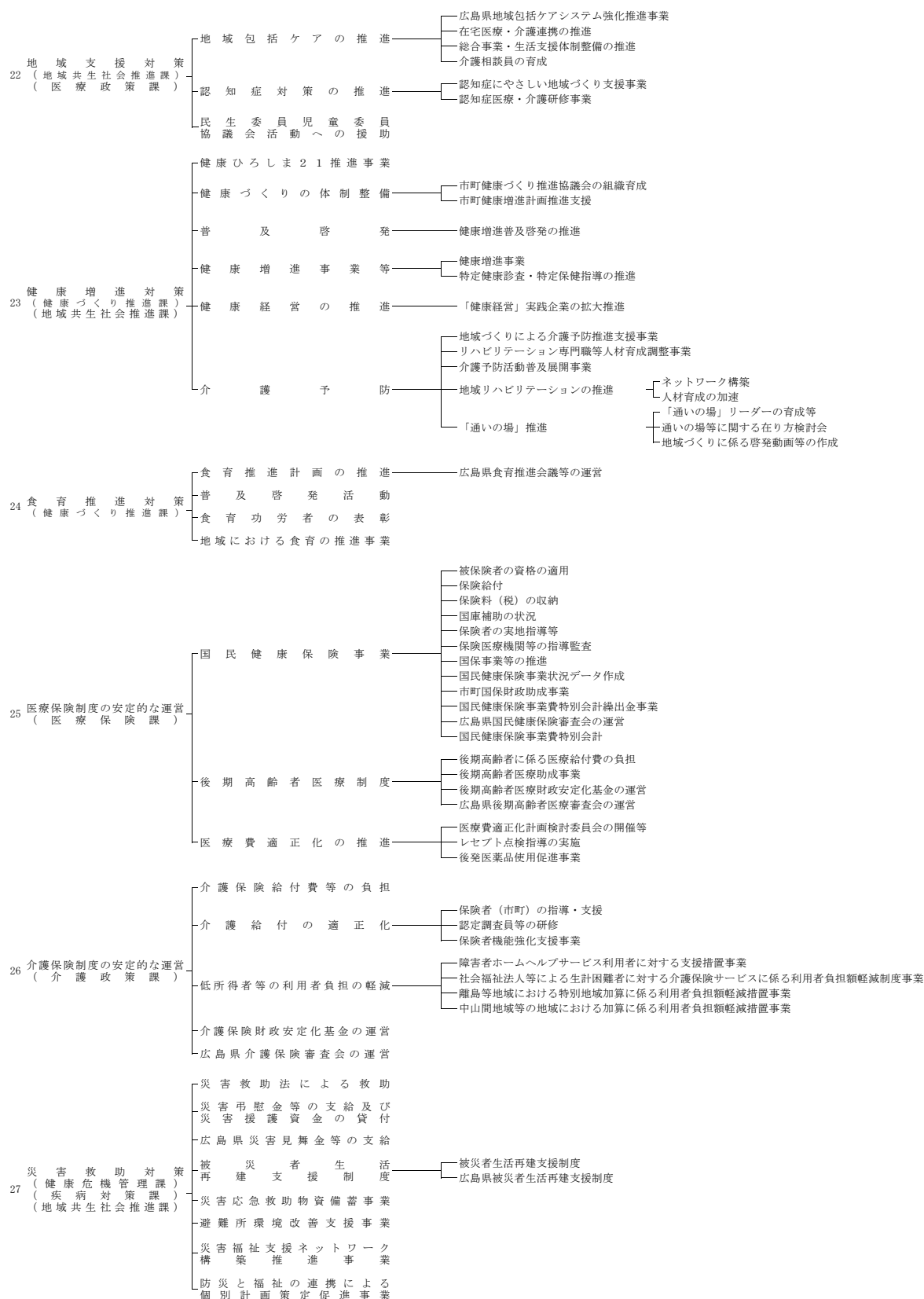


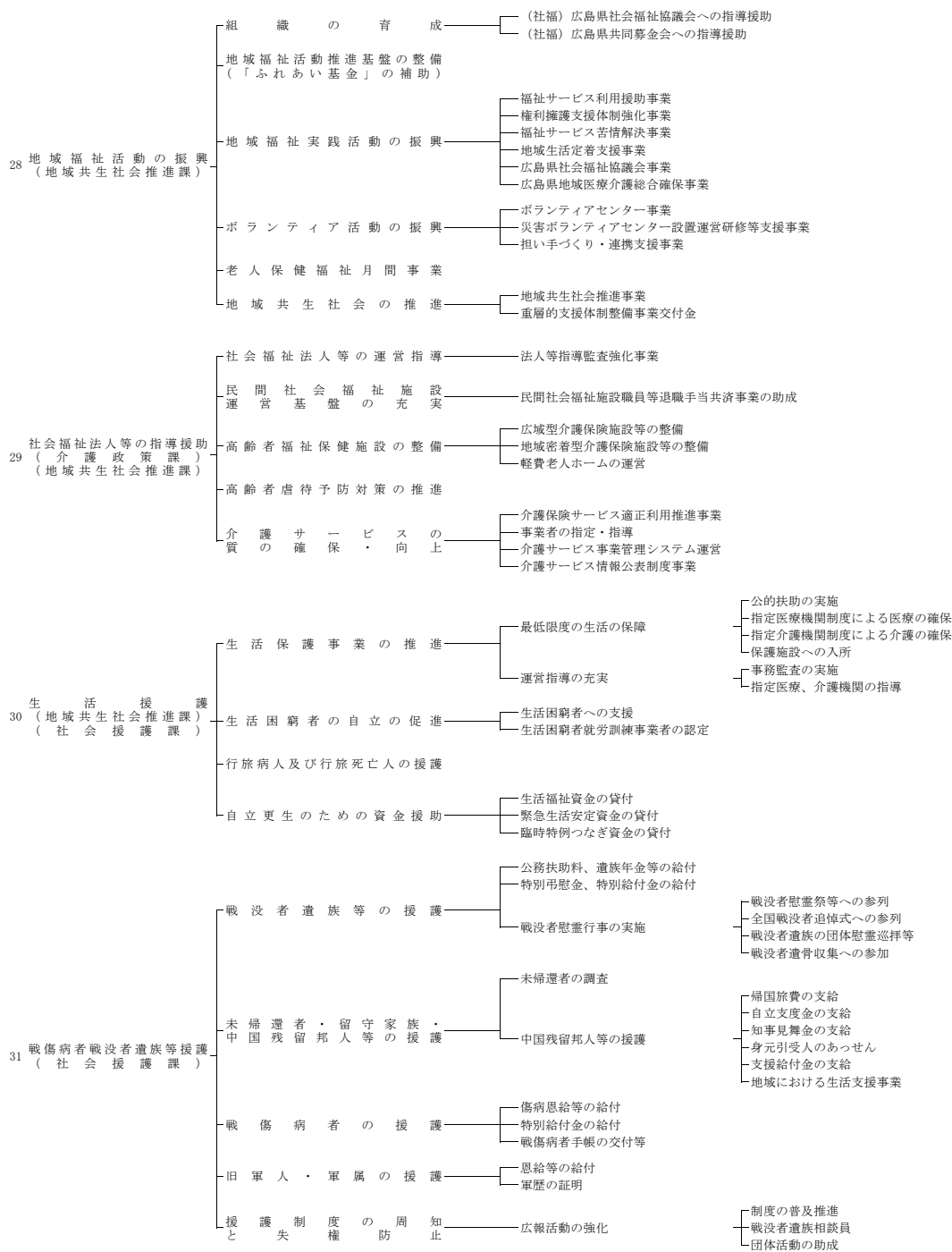




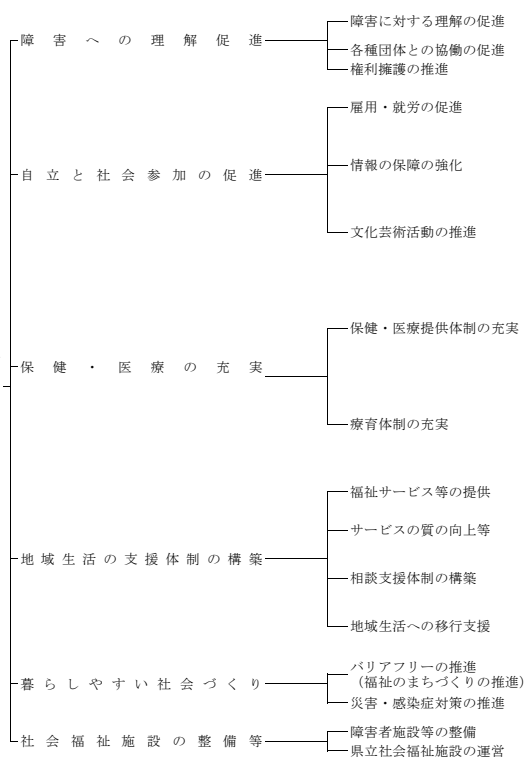








32 障害者福祉（「広島県障害者
プラン」の推進）
（疾病対策課）
（障害者支援課）



- あいサポートプロジェクトの推進
- 広報・啓発活動の展開
- 障害者虐待の防止
 - 就業機会の拡充と雇用促進
 - 工賃向上のための取組
 - 情報アクセシビリティの向上
 - 視覚障害者等の読書環境の整備
 - 意思疎通支援の充実
 - 普及啓発活動の展開
 - あいサポートアート展等の開催
 - 障害者芸術文化活動支援体制の整備
 - あいサポートふれあいコンサートの開催
- 自立支援医療（更生医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 療養介護医療給付事業
- 重度心身障害児（者）医療の公費負担
- 精神障害者地域包括ケア促進事業[通院医療費の公費負担]
- 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営
- 発達障害児支援の充実
- 医療的ケア児（者）支援体制の整備
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- 成人期移行に向けた支援体制
- 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実
- 地域生活を支えるサービス等
- 相談支援従事者等研修事業
- 強度行動障害支援者養成研修
- 身近な地域における相談
- 専門的・広域的な相談支援
- ろうあ者専門相談員の設置
- 地域生活支援拠点等（システム）の整備
- 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援
- 災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施